

TPP協定に対する意見書

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、本年2月に、参加12カ国による署名が行われ、発効に向けた協定の承認について国会での審議が行われることとなっている。

国によれば、TPP協定により、自由で公正な8億人の巨大経済圏が誕生することで、貿易等が促進され、ひいては国内での投資や生産性向上が進み、我が国の新たな成長が期待できるとされている。こうした効果を発揮させるため、国は昨年「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、攻めの農林水産業への転換など、その実現に向けた施策を打ち出しているところである。

農林水産省は、本年度の二次補正予算案においても、『「TPP関連政策大綱」の着実な実施』として、3,000億円を超える予算を計上しているところであるが、本県議会としては、特に、関税の撤廃や引下げ等による農林水産業への影響を懸念している。

また、関税撤廃等による輸入増加が想定される中、輸入食品の安全性は確保されるのか、県民は未だ不安を抱いている。

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存していることから、農林水産業、農山漁村、さらにはその関連産業に影響を及ぼさないためには万全の対策を引き続き講じていく必要がある。

よって、国におかれては、TPP協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産分野重要5項目の確保を最優先とした平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。
- 2 地方の基幹産業である農林水産業への影響が及ばないよう、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保するなど、万全の対策を実行すること。なお、野菜・果樹などの農林水産物についても、重要5項目と同様に万全の対策を講じること。
また、農林水産業の体質強化を念頭に、必要となるインフラの整備を初め、ハード・ソフト一体となった中長期的な対策を講じること。
さらに、豊かな自然環境、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持・発展にも十分配慮すること。
- 3 本年秋を目途に取りまとめられる農林水産業の成長産業化を一層進めるための必要な戦略等については、地方の実情を十分踏まえるとともに、農林漁業者の経営発展に真に資するものとする。
- 4 消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

熊本県議会議長 吉 永 和 世

衆議院議長 長
参議院総務大臣 長
内閣総務大臣 臣
外務大臣 臣
財務大臣 臣
文部科学大臣 臣
厚生労働大臣 臣
農林水産大臣 臣
経済産業大臣 臣
国土交通大臣 臣
環境大臣 臣
内閣官房長官 官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策担当)

大伊安高岸麻松塩山世石山菅石
島達倍市田生野崎本耕井本原
理忠晋早文太博恭有弘啓公義伸
森一三苗雄郎一久二成一偉晃
様様様様様様様様様様様様